



<東部療育センター メールマガジン 2013年7月号>
障害児（者）の方への情報提供を行い、生活支援を目指します。

発行 都立東部療育センター



夏も近くなり、そろそろ今年の夏休みの計画を考えている今日この頃かと思いますが、皆様いかがお過ごしでしょうか？ 今回のメールマガジンは公職選挙法の改正についての情報を医療ソーシャルワーカーより提供します。



<成年被後見人の選挙権について>

成年後見制度は障害者等を支援するために設けられた制度で、成年後見人が成年被後見人（成年後見人が付いた人）の財産管理や身上監護の事務について代理で行う制度です。但し、この成年後見制度を利用して被後見人になると、選挙権を失っていました。

これが、公職選挙法第11条の被後見人は選挙権を失うという規定を削除して、選挙権を認める改正公職選挙法が平成25年5月27日に可決、成立して、投票の道が開けることになりました。7月の参議院選挙から適用される予定です。憲法改正のための国民投票についても同様に投票権を認めるため、国民投票の規定を見直すことも明記されました。

今回の改正のきっかけは、知的障害の方が公職選挙法の規定は憲法違反だとして、失った選挙権の回復を求めて国を提訴したことです。これに対して、東京地裁から違憲判決がでました。この判決を踏まえて、与野党共同の議員立法が出され、今回の改正につながりました。今回の改正により、約13万6000人の被後見人の選挙権が戻る予定です。

選挙権を回復した人達が不正投票に利用されないように、改正公職選挙法には対策も盛り込まれました。代理投票は、自分で候補者名を書けない人に代わって用紙に記入する「補助者」を、投票所の事務従事者から定めると厳格にしました。

また施設や病院で不在者投票を行う際は、市町村の選挙管理委員会が選定した「立会人」を置くように努めなければならないとなりました。成年後見制度を利用して本人の判断能力のレベルにより決まる類型が補佐や補助の場合は、選挙権の制限は元々ありません。さらに、今回の改正によるものではありませんが、指定病院等における不在者投票の制度や身体障害者手帳を所持されている方については、障害の種類や等級により郵便等による不在者投票の対象者になります。

詳しくは総務省のホームページを参考にしてください。

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/index.html



今回のメールマガジンいかがでしたか？

既に成年被後見人の方に居住地の選挙管理委員会より、選挙権回復の通知が届いているようですが、届いていない場合には確認が必要です。

発行：東京都立東部療育センター <http://www.tobu-ryoiku.jp/>

個人情報保護方針：<http://www.tobu-ryoiku.jp/privacypolicy.html>

問合せ先：<https://www.tobu-ryoiku.jp/inquiry.html>

〒136-0075 東京都江東区新砂 3-3-25

●配信がご不要の方は、下記URLにアクセスして下さい

<http://www.tobu-ryoiku.jp/info/mailmagazine.html>